

第6章 さいごに

令和6年（2024年）8月に発生した、宮崎県日向灘を震源とする地震を受け、気象庁が初の「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」を発表、令和7年（2025年）7月のカムチャツカ半島付近を震源とする地震では、東日本大震災以来14年ぶりに、兵庫県瀬戸内沿岸に津波注意報が発表、また、12月には青森県東方沖の地震発生により、初の「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発表された。ひとたび国難級の大規模災害が発生すると、交通、物流、医療、経済活動などへの広域的な影響のみならず、被災地からの人口流出の加速化や復興費用が国の財政を圧迫し、日本全体の社会構造に大きな影響を及ぼすことが懸念される。

本市においても、活断層である山崎断層帯地震を直下に抱え、また「南海トラフ巨大地震」では、震度6弱以上または津波高3メートル以上となる市町村は、31都府県の764市町村に及び、その面積は全国の約3割、人口は全国の約5割を占め、影響は超広域にわたると想定されている。

さらには、気候変動に伴う線状降水帯による豪雨災害などが各地で発生し、甚大な土砂災害や浸水被害が相次いでいることから、決して他人事ではなく、本市においても同様の災害がいつ発生しても決しておかしくない状況にあるという市民の「わが事意識」を醸成し、具体的な行動へと促す取り組みを更に進める必要がある。

また、被災後の長期化した避難生活に伴う過度の負担や生活環境の急変によるストレスなどの要因により体調を崩し、生命を落としてしまう「災害関連死」の課題にも向き合う必要があり、特に、高齢者や障害者、妊娠婦、乳幼児などの要配慮者に対する適切な支援が重要となる。

このような中、「災害等に強く安全で安心な都市」を目標として掲げる本市では、このたびの、「仙台防災枠組 2015－2030 中間評価」の分析結果や兵庫県立大学大学院 減災復興政策研究科による評価を踏まえて、「仙台防災枠組 2015-2030」の後半期においても防災力・減災力のより一層の充実強化に向けて、考え得るさまざまな防災・減災対策に取り組んでいくことが、我々に課された重要な責務である。

このため、引き続き、大規模災害による直接的な被害だけではなく、「災害関連死」を防ぐなど、市民の生命とくらしを守るため、平時からの市民の意識啓発や災害に強いインフラの整備をはじめ、防災体制の確立や災害時応援協定の拡充、情報伝達手段の多重化・多様化、避難所の改善や運営力の向上など、さまざまな対策に取り組んでいく。

特に、「南海トラフ巨大地震」のような大規模災害では、甚大な被害が広範囲に及び多くの自治体が被災し、国などからの支援が受けられないことが想定されるため、できる限り本市において自立的に応急・復旧対応ができるよう、平時から準備しておくことが重要である。

また、行政による対応だけでは限界があり、行政と地域が共に連携して災害に立ち向かう必要があるため、地域の防災活動を活性化し、持続可能な活動が展開されるように、継続的に支援を行っていく。

今後も、行政と地域住民、企業、関係機関が、防災訓練などさまざまな機会を通じ「顔の見える関係」を構築しつつ、緊密に連携を図りながら、効果的な災害への備えを切れ目なく行っていくとともに、「自助・共助・公助」が一体となった総合的な防災・減災対策を着実に進め、災害に対する市民の意識や地域の防災力が高まった災害等に強い都市を目指していく。